

理事会からの臨時総会の招集請求について

【臨時総会の招集請求】

定款第 27 条第 2 項第 1 号の規定により、臨時総会の開催を必要と認め、召集の請求を行うものである。

【招集請求の内容】

専務理事選任のための理事補充のため

当法人は定款第 13 条第 2 項の規定により専務理事を置くことになっている。これは当法人が本職を持つ保護者経営のため、常勤の専務理事が非常勤の保護者理事にかわり、法人運営の要をなすためである。

今般、現専務理事である山下氏より執行部会及び人事管理委員会に辞任の申し出があり、平成 25 年 9 月 30 日をもって辞任となったため、その職責の重要性に鑑み、来年の通常総会の開催を待たず、可及的速やかに補充することを重要である旨を執行部会から人事管理委員会に諮問したところ、妥当であるとの答申を受け、常勤の専務理事の人選について、9 月 21 日に公募による専務理事候補者採用試験を実施し、下記のとおり選定したところである。

この結果に基づき理事会として臨時総会の招集請求を行い、臨時総会開催の運びとなる。専務理事は理事の互選となるため、総会で理事に選任された後、別室にて第 2 回臨時理事会を開き、人事管理委員会の試験結果に基づき、新理事を新専務理事として速やかに互選選出する。

【臨時総会招集(案)】

表 題 : 第 8 期 第 1 回臨時総会

日 時 : 平成 25 年 11 月 16 日(土)19:00~21:00

場 所 : パープルプラザ(予定)

議 題 : 第 1 号議案 専務理事辞任に係る理事承認の件

山下博輝専務理事の辞任(平成 25 年 9 月 30 日付)に伴い、専務理事不在となるため、定款第 13 条第 2 項の規定により(常勤)専務理事選任のための理事補充を行う。後任の理事の任期は、定款第 17 条第 3 項の規定により、前任者の残任期とする。

新理事候補

役職名	候補者氏名	所属学童	備考
理事	福田 咲誉子	筑紫東	公募による候補者選任

第 2 号議案 定款改正及び定款改正に伴う福岡県の認証申請の件

1. 提案の趣旨

第 7 期通常総会において決議した定款変更(第 23 条を除く。)については、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に基づき、所轄庁である福岡県の認証を受けなければならない。

認証に関する福岡県との協議において、文章、施行日等について修正の指示があったことから、再度、定款改正について決議するものである。

なお、定款の変更(第 23 条を除く。)は、同法第 25 条第 3 項の規定により認証を受けなければ効力を

生じないことから、認証日をもって施行日とする。

2. 定款変更の理由・趣旨

NPO法改正に対応しての改正及び筑紫野市学童保育の安定的継続、ちくしっ子ネットワーク本部機能強化・安定に資するため。

3. 定款変更のポイント骨子

① 執行部・理事会の強化

- ・ 理事の任期の延長(1年から2年へ)と経営参画への意識改革の推進

② 事務局体制の強化

- ・ 専務理事の常勤体制への早期是正
- ・ 諸問題解決のための顧問の設置条項の設定
- ・ 内部人材の有効活用

③ NPO法改正に係る変更

- ・ 新旧対照表右側の整備事項参照

4. 新旧対照表

別紙の通り

ただし、定款その他の申請書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任する。

5. 附則

第23条の改正 平成25年11月17日から施行する。

第23条の改正以外 特定非営利活動促進法第25条第3項に基づく認証の日から施行する。

第3号議案 定款改正の件

1. 定款第21条(事務局)・第35条(理事会の権能)改正の理由・趣旨

前期法人改革に伴う定款改正と関連規程改正(指導員に関する人事権の整理※及び組織再編)を行った。しかし、事務局職員任免の手続き、指導員の任免手続きについても理事会の議決が必要という規定のままになっていることから、迅速で業務に支障がでないタイムリーな人事配置を担保できていない。

2. 定款変更のポイント

事務局職員の採用・任命手続きを執行部と人事管理委員会に持たせるため(人事配置計画)定款21条3項を削除し、運営規程に規定する。職員の任免については執行部並びに人事管理委員会の決定(人事配置計画)を尊重し、人事に関する都度、個別案件の理事会での決議を不要として、執行部からの報告の承認を行うこと基本をとすることで、下位規範との整合性を担保して人事施策の遂行を容易ならしめる。

理由:法人運営の円滑化及び規範の整合性担保のため。

3. 新旧対象対照表

次表のとおり。ただし、定款その他の申請書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任する。

現行	改正後
第4章 役員及び職員 (事務局)	第4章 役員及び職員 (事務局)
第21条 この法人の事務を処理するために事務局	第21条 この法人の事務を処理するために事務局

<p>を置く。</p> <p>2 事務局には専属の事務職員を置くことができる。</p> <p>3 事務局の職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。</p> <p>第7章 理事会 (権能)</p> <p>第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1)総会に付議すべき事項</p> <p>(2)総会決議した事項の執行に関する事項</p> <p>(3)職員の任免配置に関する事項</p> <p>(4)指導員の任免に関する事項</p> <p>(5)諸規則の制定及び改廃</p> <p>(6)借入金等の債務負担および債権等の権利の放棄等(但し100万円を超えるものは除く)</p> <p>(7)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p>を置く。</p> <p>2 事務局には専属の事務職員を置くことができる。</p> <p><u>3 削除</u></p> <p>第7章 理事会 (権能)</p> <p>第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1)総会に付議すべき事項</p> <p>(2)総会決議した事項の執行に関する事項</p> <p>(3)<u>削除(第1号議案にて削除)</u></p> <p>(4)<u>削除</u></p> <p><u>(3)</u>諸規則の制定及び改廃</p> <p><u>(4)</u>借入金等の債務負担および債権等の権利の放棄等(但し100万円を超えるものは除く)</p> <p><u>(5)</u>その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>
--	--

4. 附則

第21条の改正 平成25年11月17日から施行する。

第35条の改正 特定非営利活動促進法第25条第3項に基づく認証の日から施行する。